

水道料金等減額申請書

(申請者記入欄) ※ 記入例を参考にしてください。

記入日		令和	年	月	日
住	所				
氏	名	電話番号 (	)	-	
お客様番号	-	-	-	-	

私の管理する給水装置等が破損し、漏水したので次のとおり修理しました。倉敷市水道条例第24条第2号の規定により、水道料金等の減額を申請します。なお、今後は、維持管理について十分注意します。

(施工者記入欄)

使用場所	倉敷市				
使用者氏名					
完了年月日	令和	年	月	日	修理完了後メーター指針
メーター番号			-		メーター指針確認日
修理箇所	☐ 地下不明漏水（埋設・壁中）☐ 水洗便所ボールタップ☐ 太陽熱温水器ボールタップ☐ 受水槽ボールタップ☐ 電気温水器安全弁☐ ガスボイラー安全弁☐ 灯油ボイラー安全弁☐ その他（） ※漏水箇所が蛇口・露出配管及び受水槽より使用者側の給水設備の場合、減額の対象になりません。				
修理内容					
施工者	住 所 氏名(業者名) 指定番号 電話番号 () -				

【減額対象の修理箇所等】
○地下不明漏水
○次の給水設備の故障による漏水（発見が困難なもの）
水洗便所、給湯器、湯沸器、温水器、ボイラー、クーリングタワー、受水槽等
※本減額申請が認められた同一箇所、修理後1年以内に漏水があった場合、減額の対象になりません。

【注意事項】
○倉敷市水道条例第20条の3（給水装置の修繕）
給水装置に異状があつた場合の修繕その他の処置は、管理者又は指定給水装置事業者が行う。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更については、この限りでない。
※給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替えとする。
(配管を伴わないものに限る。)

受付印	
水道局処理欄	
特記入力	処理月

※申請の結果については後日お知らせします。
※減額の決定に2か月以上かかる場合もありますのでご了承ください。